

# 呉市教科用図書の採択に関する規程

制定 昭和60年5月23日 呉市教育委員会訓令第4号  
呉市立小中学校  
呉市立呉高等学校

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）に基づき、呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の行う教科用図書の採択（以下「採択」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 前条の趣旨に沿った採択を行うため、呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」という。）を置く。

(小・中学校の採択の方針及び手順)

第3条 採択に当たっては、無償措置法第13条第1項の規定によるほか、学習指導要領に基づき呉市の実状に即するよう考慮するとともに次の手順によるものとする。

- (1) 教育長は、選定委員会に、採択日程及び教科用図書選定の注意事項等を示す。
- (2) 教育長は、選定委員会に、教科用図書の選定についての審議を依頼する。
- (3) 選定委員会は、調査・研究委員会に、教科用図書の調査・研究を依頼し、報告を受けた後、当該報告について審議し、その結果を教育長に報告する。
- (4) 教育長は、教育委員会事務局において選定委員会の報告を検討し、採択は、教育委員会の会議の議決を経て行う。この場合においては、報告を基にすべての教科用図書について審議するものとする。

(選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、前条に規定する採択の方針に基づき、調査・研究委員会に教科用図書の調査・研究をするに当たっての観点を示す。

2 選定委員会は、調査・研究委員会の報告を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、すべての教科用図書について審議し、その結果について当該理由を付した上、教育長に報告する。

(選定委員会の委員)

第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。

2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 呉市小学校長会長又は呉市立中学校長会長
- (2) 若干名の保護者代表又は学識経験者
- (3) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する教科部会及び道徳部会を代表する校長

3 選定委員の任期は、任命又は委嘱の日の属する年度の8月31日までとする。

4 採択に直接の利害を有する者は、選定委員となることができない。

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集し、選定委

員会の委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、選定委員の半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(調査・研究委員会の所掌事務)

第8条 調査・研究委員会は、選定委員会から示された観点に基づき、すべての教科用図書について専門的な視野から調査・研究を行い、選定委員会に報告するものとする。

(調査・研究委員会の委員)

第9条 調査・研究委員会は、教科用図書の発行種目ごとに8名以内の委員をもって組織する。

2 調査・研究委員会の委員(以下「調査・研究委員」という。)は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭並びに教育委員会の指導主事の中から、教育委員会が任命する。ただし、選定委員と重複することはできない。

3 調査・研究委員は、教育長が別に定める教科用図書の発行種目に応じた部会(以下「部会」という。)に所属し、部会ごとに代表者を定める。

4 調査・研究委員の任期は、任命の日の属する年度の8月31日までとする。

5 採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。

(情報の公開)

第10条 教育委員会は、採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

2 次の各号に掲げる事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

(1) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(2) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(3) 前2号のほか開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

(採択の期間)

第11条 同一の教科用図書を採択する期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第15条の規定に基づく期間とするものとする。

(校長の義務)

第12条 校長は、調査・研究委員が教科用図書の研究に十分取り組めるように努めなければならない。

(呉市立呉高等学校の採択の方針及び手順)

第13条 呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択については、別に定める。

(委任規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令達の日から施行し、昭和60年5月1日から適用する。

改正(平成元年3月27日)

改正(平成10年4月1日)

改正(平成13年5月24日施行 平成13年4月1日適用)

改正(平成14年7月8日)

改正(平成17年5月25日)

改正(平成20年5月23日)

改正(平成26年5月16日)

改正(平成29年4月21日)